

第4章

生活を再建する

豪雨により多くの住民の方々が財産に大きな被害を受けました。市では被害を受けた住民が一刻も早く生活を再建するために、住む場所の供給や経済的な支援などを行いました。

1 応急住宅対策

応急仮設住宅の建設

災害救助法に基づいて、愛媛県が主体となり、住宅に被害を受け、自らの資力では住宅を確保す



応急仮設住宅（内観）

ることができない方に対して応急仮設住宅を建設することを決めました。

7月9日からは該当者へ仮設住宅の入居に関する調査を実施。この要望や被災家屋被害認定調査の結果などを参考に、県へ建設希望戸数を伝達。建設戸数調査を受けて、最終的には野村町に74戸、宇和町明間地区24戸、追加で明間に2戸、宇和町岩木地区に4戸の建設が決まりました。

早く住宅を提供できるよう、建設予定地は公有地を優先的に考え、野村運動公園に74戸分、旧明間小学校に26戸分を、そして岩木地区では民間から無償提供の申し出があった場所に4戸分の用地を確保しました。

建設工事は7月23日から始まり、8月8日からは入居の申請に関して、市のホームページや避難所の掲示板などの告知を開始しました。8月17日を締切とした第1次募集では野村町で50件、明間



応急仮設住宅（外観）

地区で24件の申し込みがあり、抽選会を実施。申込者全員の入居が可能であったため、抽選は入居住居の配置を決定するものとなりました。当初の計画分の98戸が完成したのは8月31日で、9月3日から順次入居を開始しました。

入居の際は、住宅使用契約書や住宅台帳、入居者名簿などを作成し、管理・運営を行いました。また、定期的に入居者調査や巡回相談などを実施し、入居者の孤立防止や心身の健康の維持、円滑な生活の再建ができるよう支援しました。建物に不具合が生じた場合などには、担当施工者へ連絡して修繕対応を行いました。また、地域さえあいセンターを設置し相談支援員を配置して、被災者の身体や心のケアに努めました。

応急仮設住宅の建設戸数等

場所	建設戸数	構造	工事期間
野村運動公園仮設住宅	74	木造	平成30年7月23日（月）～8月31日（金）
明間地区仮設住宅	26	木造	平成30年7月23日（月）～8月31日（金） ※追加で建設された2戸については 8月24日（金）～10月16日（火）
岩木地区仮設住宅	4	木造	平成30年9月25日（火）～11月27日（火）

被災住宅の応急修理

7月24日に災証明書の発行を始めるとともに、住居が半壊以上の被害を受けながらも自ら修理する資力のない世帯に対しても、日常生活に必要な部分を応急的に修理するための支援受付を開始しました。

希望者に申請いただいた後、申請受理通知を交付し、工事見積書の提出を依頼しました。その見積書の内容を審査後には被災者へ決定通知を送付。同時に、業者へ工事を依頼し、工事完了時には完成報告書と請求書を提出いただきました。

被災住宅の応急修理件数 (令和元年5月22日時点)

項目	件数
申請件数	173
工事依頼件数	167
工事完了件数	157



野村運動公園仮設住宅の所在地

市営住宅の提供（一時使用）

被災した公営住宅入居者にも、他の市営住宅への転居や住宅の修復などの希望を調査しました。市営住宅の入居については7月17日から一次申込受付を開始して7月22日には抽選会を実施し、城川町で3件、野村町で10件、宇和町で1件の入居が決まりました。8月6日からは二次受付を、8月10日には抽選を実施して、野村町の1件が追加になりました。その後も随時募集し、さらに追加で野村町3件、城川町1件でも入居決定となりました。

みなし仮設住宅

愛媛県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する事業を実施し、その取次を行いました。他の支援と同様に、市ホームページや被災者のしおりを通じて周知し、7月24日から申込受付を開始。申し込みがあった場合には愛媛県へ連絡、連携して住宅を提供しました。愛媛県の受付期間である令和元年5月31日まで取次支援をいたしました。

2 | 住民の生活再建

発災から2日後より被災家屋被害認定調査の準備にとりかかり、まず被害の大きかった家屋から調査を開始するために浸水範囲を把握しました。

7月10日からは野村町野村地区や明浜町の一部の調査を開始。被害が明らかな地域以外で要請があった場合には、外観目視調査や内部立入調査も行いました。

調査は技師を含む2、3人が1班となり、1日あたり約20軒で実施しました。調査員は地図データ登載のタブレットやデジカメ、巻尺などの必要機材を持参。家主がいる場合には声をかけ、身分や調査内容を説明したうえで許可をいただき調査しました。

調査終了後は調査票を整理しとりまとめ、入力担当がデータベースを作成。調査の実施状況を管理しながら家屋の突合を実施し、り災証明書発行に向けた準備も始めました。調査のピーク時には職員が不足したことから、被災経験のある熊本市



住家被害認定調査（外観）



住家被害認定調査（内観）

被害家屋認定調査件数（令和元年5月31日時点）

地区	木造の調査件数	非木造の調査件数
明浜町	223	14
宇和町	124	23
野村町	662	191
城川町	122	30
三瓶町	19	13
計	1,150	271

の応援職員などにも支援をいただきました。

建物被害の判定基準については、当初、国のガイドラインを用いていましたが、7月12日に内閣府から「堤防決壊などにより浸水したエリアは外力が作用したと判断できる。浸水深による簡易な判定に加えて、住家ごとでなく区域で判定が可能」との通知があり、基準を変更して調査を進めました。

また、大きな被害がなかった地区でも申請もないようにと、市の全戸にチラシを配布し、制度と支援について周知に努めました。

り災証明書は、様々な被災者支援を利用するときに必要となる家屋の被害程度について証明するもので、7月9日に申請受付を開始しました。

申請や受け取りの方法などについては、被災者総合窓口や「被災者のしおり」などでお知らせし、避難所でも説明会を開催しました。

証明書は、申請を受付後、交付可能となった日時などを被災者へ電話で伝え、取りに来ていただく方法でお渡しました。

り災証明書は、当初、災害発生から1箇月後の8月6日に発行を開始することを目標に、まずは発行のもととなる被災家屋被害認定調査を進めました。そのなかで、被災者から早く発行してほしいという要望が強かったことから、予定を早めて7月24日にり災証明書発行業務を開始しました。

り災証明書に記載する内容のうち、り災の程度については、国の基準に基づき記入する予定でしたが、愛媛県が義援金支給の際に国の基準とは別の消防庁の基準を採用したことにより、新たな項目を追加変更する必要が発生。これにより追加書類の提出や、支援金の返還をお願いすることもある

りました。

交付は野村町の西予市野村林業センター、本庁、各支所などで実施。発行作業については、愛媛県からの応援職員にもご支援いただきました。

り災証明書

監査番号

申請者氏名

申請者住所

り災種別

り災年月日

り災物件

り災程度

り災調査

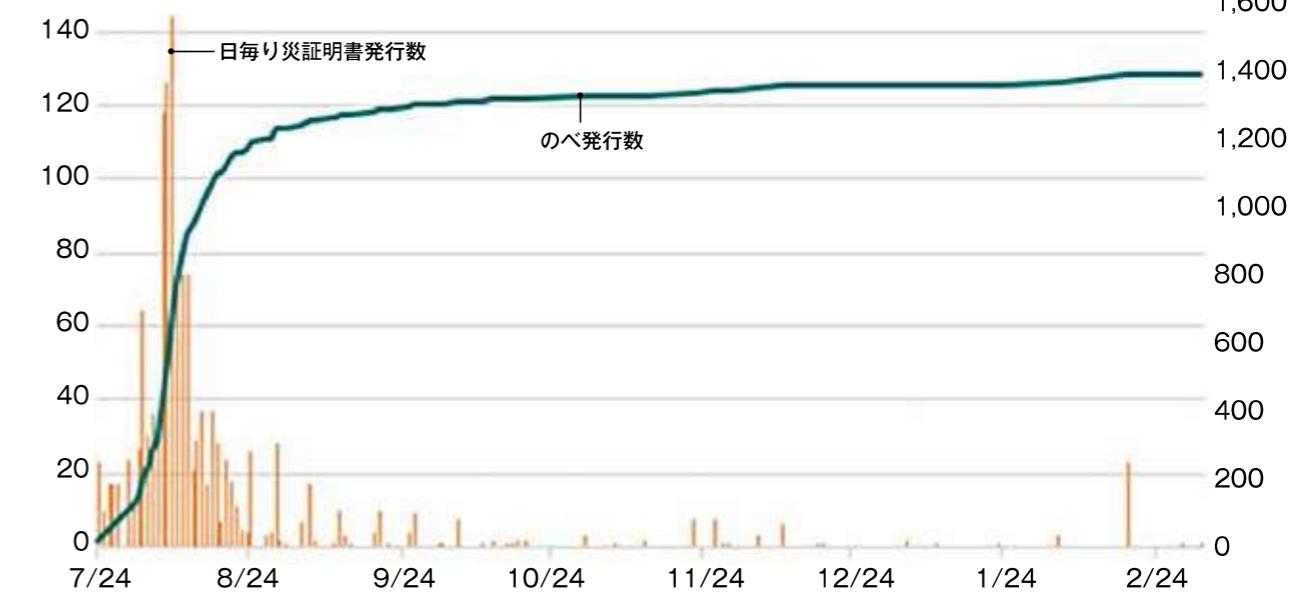
上記について、事実と相違ないことを証明する。

平成 31 年 月 日

西予市各 署窓口 一式

り災証明書の様式

り災証明書の発行数（平成31年2月28日時点）



り災証明書の発行開始とともに、被災者生活再建支援金の申請受付も始めました。被害の大きかった野村町の野村林業センターに相談・申請窓口を設け、本庁や各支所でも申請を受付ました。

そして7月24日には被災者生活再建支援金（基礎支援金、加算支援金）に加えて、愛媛県および西予市独自の被災者生活再建緊急支援金（特別支援金）の受付を開始しました。

被災者生活再建支援金の支給金額

被害区分	住宅再建等区分	基礎支援金 (国の支援金)	加算支援金 (国の支援金)	特別支援金 (県・市の支援金)	合計 (国+県・市の支援金)
全壊 解体	建設・購入	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)	75万円 (562,500円)	375万円 (2,812,500円)
	補修		100万円 (75万円)		275万円 (2,062,500円)
	賃貸住宅※		50万円 (37.5万円)		225万円 (1,687,500円)
大規模半壊	建設・購入	50万円 (37.5万円)	200万円 (150万円)	75万円 (562,500円)	325万円 (2,437,500円)
	補修		100万円 (75万円)		225万円 (1,687,500円)
	賃貸住宅※		50万円 (37.5万円)		175万円 (1,312,500円)
半壊	-	-	-	37.5万円 (281,250円)	37.5万円 (281,250円)
一部損壊 (床上)	-	-	-	22.5万円 (168,750円)	22.5万円 (168,750円)

単数世帯は（ ）の金額になります。

公営住宅（応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅を含む）を除く。



野村林業センターの総合相談窓口

また、市・県民税、固定資産税、国民健康保険税の3税については減免措置をとり、納付期限も10月31日まで延長。災害に関する手続きに必要な各種証明書の交付手数料や医療費に関する一部負担金の免除、後期高齢者医療保険料、介護保険料、介護サービス利用料、保育料、上下水道料金の減免も行いました。

義援金については、受入口座の開設や振込手数料の免除について金融機関へ依頼したあと、7月13日に受け入れを開始。金融機関の口座振込や現金書留、窓口などでも受け付けました。令和元年5月末までに877,720,429円（県からの送金713,200,000円含）のご支援をいただき、配分に関しては配分委員会で決めた基準をもとに対象者へお渡ししています。

義援金の配分以外にも、災害により亡くなられた方へのご家族には災害弔慰金を、り災証明書の基準で床上浸水以上となった世帯へは災害見舞金を支給するとして、7月中旬から受付・支給を行いました。災害前から生活保護を受けている方についても状況を確認しましたが、災害救助法の適用による支給に該当する方はいませんでした。

また、ふるさと納税制度による寄附についても、7月8日にインターネットサイトなどで告知し、全国からいただいた寄附金は、令和元年5月末までに84,827,615円のご支援をいただき、災害復興事業に活用させて頂きました。

被災者への支援に関する施策などについては、市ホームページや広報誌などでお知らせし、各種制度をまとめた「被災された皆様へ」しおりにも掲載し7月16日に配布を開始しました。

また同日、野村町野村地区と宇和町明間地区、そして7月18日には宇和町岩木地区に被災者相談総合窓口を設置。その後も適宜窓口を追加し、窓口には相談員を配置して、相談対応と、各種支援に関する広報を実施しました。相談員が配置された期間の対応件数は、7月16日から9月30日までで延べ458件でした。

ボランティアの派遣についても、市ホームページや社会福祉協議会のホームページ、Facebookなどを活用して周知に努めました。

義援金の配分額（第1～第3次分合計）

		分配額合計 (県+市の義援金)
人的被害 (人)	死亡者 行方不明者	340万円
全壊	227万円	
住家被害 (世帯)	大規模半壊 半壊	116万円
	床上浸水	48万円
	一部損壊 (土砂流入)	24.5万円
避難指示世帯 (住家被害との重複は除く、仮設住宅等に避難している方が対象)		20万円

被災された皆様へ
【第6版】

平成30年7月豪雨で被災された皆様に対する
支援制度について

お問い合わせ窓口：0894-62-1111

平成31年3月28日現在
西予市

平成30年7月豪雨で被災された皆様への支援制度について（目次）

番号	種別	支援メニュー	担当部署	担当者
1	被災者相談窓口	相談課	P1	
2	市立病院・中央保健センター	相談課	P2	
3	被災者生活相談窓口	相談課	P3	
4	被災者生活相談窓口	相談課	P4	
5	被災者生活相談窓口	相談課	P5	
6	被災者生活相談窓口	相談課	P6	
7	被災者生活相談窓口	相談課	P7	
8	被災者生活相談窓口	相談課	P8	
9	被災者生活相談窓口	相談課	P9	
10	被災者生活相談窓口	相談課	P10	
11	被災者生活相談窓口	相談課	P11	
12	被災者生活相談窓口	相談課	P12	
13	被災者生活相談窓口	相談課	P13	
14	被災者生活相談窓口	相談課	P14	
15	被災者生活相談窓口	相談課	P15	
16	被災者生活相談窓口	相談課	P16	
17	被災者生活相談窓口	相談課	P17	
18	被災者生活相談窓口	相談課	P18	
19	被災者生活相談窓口	相談課	P19	
20	被災者生活相談窓口	相談課	P20	
21	被災者生活相談窓口	相談課	P21	
22	被災者生活相談窓口	相談課	P22	
23	被災者生活相談窓口	相談課	P23	

被災者への支援制度の内容についてまとめた
「被災された皆様へ」の表紙と目次（一部）